



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社エルクコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 松本 啓二
(コード番号 9833 大証第 2 部)
問合せ先 取締役財務・戦略物流部長 玉井 伯樹
TEL (06) 6942-2309

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 53 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)、が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、当社の定款上不要となりました株券に関する規定の削除等その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 23 日(火曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 23 日(火曜日)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 ～第6条 ＜条文省略＞	第2条 ～第6条 ＜現行どおり＞
(株券の発行) 第7条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u>	＜削除＞
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 2 <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 ＜削除＞
(株式取扱規則) 第9条 <u>当社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u>	(株式取扱規則) 第8条 <u>当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u>
第10条～第11条 ＜条文省略＞	第9条～第10条 ＜現行どおり＞
(基準日) 第12条 当社は毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(基準日) 第11条 当社は毎年3月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
第13条～第30条 ＜条文省略＞	第12条～第29条 ＜現行どおり＞
(剰余金の配当) 第31条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	(剰余金の配当) 第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
第32条～第33条 ＜条文省略＞	第31条～第32条 ＜現行どおり＞

以 上